

第8期都城市高齢者福祉計画および 介護保険事業計画を策定



2025年、団塊の世代が75歳を迎え、介護の必要な人の増加が見込まれます。この状況を踏まえ、市では、2021～2023年度までの計画である第8期都城市高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定しました。今回は、これらの計画の趣旨などについて紹介します。

●問い合わせ

介護保険課 ☎23-2114
福祉課 ☎23-3102

これまでの取り組み

2000年に介護保険制度が創設されて以降、介護への需要増加と多様化する介護ニーズに対応したサービスの創設や、地域包括ケアシステムの推進など、超高齢化社会に対応した体制整備を進めてきました。

計画の趣旨

「すべての市民が住み慣れた場所で、地域と共に自分らしく暮らせるまち」の実現を目指します。

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むため、公的な福祉サービスと協働して、一人一人が出来ることを継続しながら暮らすことができる社会の実現を

目指すものです。

特に、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供。介護給付費などの対象サービスの充実を図り、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策、生活支援サービスの充実などの推進に取り組みます。

重点課題

- ・地域包括ケアシステムの推進と人材確保および資質の向上
- ・認知症施策の推進と個人の尊厳の保持
- ・自助・公助・互助・共助の連携による高齢者の充実した生活への体制整備
- ・介護保険制度の適切な運営
- ・災害や新型コロナウイルス感染症などへの備え
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体化

これらの6つの重点課題を掲げ、今後3年間の高齢者の福祉や介護保険について施策を展開します。

※詳しくは、市ホームページ、または介護

保険課および福祉課

の窓口で配布する冊子を確認ください

